

計算書類に対する注記（社会福祉法人鶴川慶寿会）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債権等	償却原価法
上記以外の有価証券で時価のあるもの	決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産（リース資産を除く）	定額法
----------------	-----

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっている。なお、平成26年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

職員の退職金支給に備えるため、掛金累計額に基づき計上している。

賞与引当金

職員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度負担相当額（平成29年12月から平成30年3月、計4か月分）を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度及び、北海道職員共済会退職金制度に加入し、会員出資金を退職給付引当金に計上している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

(1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

(2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

(3) 拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

公益事業における拠点区分は1か所であることから、公益事業区分資金収支内訳表、公益事業区分事業活動内訳表、公益事業区分貸借対照表内訳表は省略する。

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 特養拠点区分（社会福祉事業）

(ア) 法人本部

(イ) 特別養護老人ホーム胆振東部鶴川慶寿苑

(ウ) 短期入所

イ グループホーム拠点区分（社会福祉事業）

(ア) 高齢者グループホームふきのとう

ウ 高齢者共同生活住宅拠点区分（公益事業）

（ア）高齢者共同生活住宅ごみ荘

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	33,500,000	0	0	33,500,000
建物	131,252,176	3,322,080	12,924,246	121,650,010
合 計	164,752,176	3,322,080	12,924,246	155,150,010

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩
該当なし

8. 担保に供している資産

（ 該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

基本財産	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地	33,500,000	0	33,500,000
建物	551,080,048	429,430,038	121,650,010
合 計	584,580,048	429,430,038	155,150,010
その他の固定資産	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	40,415,898	26,547,940	13,867,958
構築物	3,262,388	2,595,281	667,107
機械及び装置	26,685,240	8,329,289	18,355,951
車輛運搬具	13,378,701	9,848,596	3,530,105
器具及び備品	64,408,845	61,455,701	2,953,144
ソフトウェア	18,566,621	18,163,852	402,769
合 計	166,717,693	126,940,659	39,777,034

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

資産の種類	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	52,006,730	0	52,006,730
未収補助金	220,000	0	220,000
合 計	52,226,730	0	52,226,730

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし